

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

運動療法に係る医療費控除

Q: 私は、医者の方箋に基づきスポーツクラブで運動療法をしています。これは医療費控除の対象になりますか。

A: 成人病の高血圧症、高脂肪症、糖尿病虚血性疾患等の病気で、その病態から医者が運動療法が必要と判断した場合に、その運動療法処方箋に基づいて、指定運動療法施設で運動療法を実施した場合には、その施設にかかる利用料金は所得税の医療費控除の対象になります。

運動療法処方箋に基づく運動療法とは、具体的には、概ね週1回以上の頻度で、8週間以上の期間にわたって指定運動療法施設で行われるものをいいます。

実際には、かかりつけの医者から交付してもらった運動療法処方箋に基づき、スポーツクラブ等の提携医療機関が運動療法を行ないます。

この対象となる指定運動療法施設は、平成6年11月30日現在、全国で67施設が厚生省から認定されています。

あなたの場合、医者の運動療法処方箋に基づいたもので、指定運動療法施設で行なわれたものであれば、医療費控除の対象になります。

確定申告をするときには、医者が確認したスポーツクラブ等が交付した「運動療法実施証明書」と「利用料金領収書」を確定申告書に添付することになります。

